

憲法擁護市民のつどい

国労水戸

政治を変えよう

5月3日、水戸市において憲法施行72周年憲法擁護市民のつどいを開催した。

沖縄平和運動センター議長の山城博治さんから「憲法と平和」をテーマで講演を受け、原発避難者の森田省一さんを迎えた。

集会後は駅まで1キロを「憲法守ろう、東海原発・再稼働反対」と訴えた。

主催者あいさつに茨城平和擁護県民会議の鈴木博久さんから、安倍首相は改憲を目指しているが世間は改元で行事が行われている。すべて憲法に沿って行事が行われている。政府は平和憲法

を守れと言いたい。

山城さんは沖縄辺野古基



国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
ENYビル2F
029-221-4008
発行責任者 久保田重明
編集責任者 坂下 司

**職場の矛盾
仕事の不満
国労に結集し
みんなが相談 解決へ**

地反対で座り込みをする時はいつも歌から始まる。本日も歌から始まり講演を盛り上げた。

環境問題でサンゴ・ジュゴンが死んでいく。軟弱地盤の工事改良は90mも杭は打てないが利益がある。多額の費用、完成後も地盤沈下で埋めていかなければならない。

特別講演の森田さんから原発は国、電力会社、規制庁、どこも責任を取らない。原発関係の議員癒着で逮捕も出ている。



労働組合とは

「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持・改善や経済的地位の向上を目的として組織する団体」、すなわち労働者が自分たちの手で自分たちの権利を守るために作る団体です。

休みも取れず、低賃金で働いている状況を何とかしたくても、労働者一人では会社相手に改善をしていくことは簡単ではありません。要求しても君の代わりはいくらでもいるから、いやなら辞めてもいいよと会社から言われたら、それで終わりということになりかねない。そこで労働者が集団となることで会社と対等な立場で交渉できる。

労働三権

- 1労働者が労働組合を結成する団結権
- 2労働者が使用者と団体交渉をする権利団体交渉権
- 3労働者が要求実現のために団体で行動する権利争議権

労働組合法は組合員であることを理由に解雇や不利益な取り扱いをすることを禁止しています。

厚生労働省より